

青森県報

号外第五十二号

平成二十年
四月三十日
(水曜日)

目 次

条 例

青森県税条例の一部を改正する条例…………… (税 務 課) ……

条 例

青森県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年四月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第四十七号

青森県税条例の一部を改正する条例

青森県税条例(昭和二十九年五月青森県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第三十五条第一項第四号中「及び県内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの(第六項に規定するものを除く。第四十九条第一項及び第五十一条第二項において同じ。)」を削り、同条第五項中「法人税法第二条第六号の公益法人等(一)を「公益法人等(法人税法第二条第六号の公益法人等並びに」に、「法人を含む」を「特定非営利活動法人をいう」に改め、同条第六項中「含む」の下に「以下この節において「人格のない社団等」という」を加え、「この節中法人に関する」を「この節の」に改める。

第四十九条の見出し中「法人等」を「法人」に改め、同条第一項中「及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの(以下「法人等」という。)」を削り、「掲げる法人等」を「掲げる法人」に改め、同項の表を次のように改める。

法 人 の 区 分	税 率
一 次に掲げる法人	年額 二万円
イ 法人税法第二条第五号の公共法人及び第三十五条第五項に規定する公益法人等のうち、法第二十五条第一項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの(法人税法別表第二に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。)	
ロ 人格のない社団等	
ハ 一般社団法人(非営利型法人(法人税法第二条第九号の二に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。))に該当するものを除く。及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。)	
ニ 保険業法(平成七年法律第五号)に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの(イからハまでに掲げる法人を除く。)	
ホ 資本金等の額(法第二十三条第一項第四号の五に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第三項において同じ。))を有する法人(法人税法別表第二に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及び二に掲げる法人を除く。以下この表において同じ。))で資本金等の額が千万円以下であるもの	年額 五万円
二 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が千万円を超え一億円以下であるもの	年額 十三万円
三 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が一億円を超え十億円以下であるもの	年額 五十四万円
四 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が十億円を超え五十億円以下であるもの	年額 八十万円
五 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が五十億円を超えるもの	

第四十九条第二項中「若しくは第四号」を削り、同条第三項中「第一項の表の第一号から第四号まで」を「第一項」に改める。

第五十条（見出しを含む。）中「法人等」を「法人」に改める。

第五十一条の見出し中「法人等」を「法人」に改め、同条第三項中「及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの」を削る。

第五十二条第三項中「法人等」を「法人」に改める。

第五十三条中「又は事業所を有する法人」を「若しくは事業所を有する法人（以下この節において「内国法人」という。）又は外国法人」に改める。

第五十三条の二第二項中「法人税法第二条第六号の公益法人等及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの」を「第三十五条第五項に規定する公益法人等及び人格のない社団等」に改める。

第五十四条の見出し及び第五十五条（見出しを含む。）中「法人等」を「法人」に改める。

第五十五条の六第一項中「法の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人」を「内国法人」に改める。

第六十二条第三号から第五号までの規定中「分配」の下に「又は引渡し」を加える。

第六十五条の見出し中「法人」を「第五十六条第一号イに掲げる法人に係る法人」に改める。

第七十七条第二項中「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」を削り、「若しくは」を「又は」に、「第三十六条の二の二第一項」を「第三十六条の二の二」に改め、「又は住宅を新築して譲渡する者で同条第二項に規定するもの」及び「（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が注文者である家屋の新築にあつては、

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第百三十六号）第十三条第一項第三号の業務に基づき締結されるものに限る。」を削り、同条第三項を削り、同条中第四項を第三項とし、第五項から第九項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十項中「第八項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「独立行政法人緑資源機構が独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第百三十号）により行う同法第十一条第一項第七号イの事業及び同法附則第八条第一項の規定により行う森林開発公団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十号）附則第八条の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三号、第九十

三条の七第一項及び第二項において「旧農用地整備公団法」という。）を「独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第百九十八号）

附則第九条第一項又は第十一条第一項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第百三十号）第十一条第一項第七号イの事業又は旧農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三号）」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「第三十六条の二の四」を「第三十六条の二の三」に改め、同項を同条第十一項とする。

第九十条第一項中「本項」を「この項」に改め、同項第一号中「本号」を「この号」に改め、同項第四号を削り、同条第四項中「第三十九条の三の三」を「第三十九条の三の二」に改める。

第九十三条第三項、第九十三条の二第七項、第九十三条の三第七項及び第九十三条の四第七項中「第七十七条第九項」を「第七十七条第八項」に改める。

第九十三条の七第一項中「土地改良区又は独立行政法人緑資源機構」を「土地改良区」に、「若しくは第五十三条の三の二第一項又は独立行政法人緑資源機構法第十六条第二項若しくは同法附則第八条第二項の規定によりなおその効力を有することされる旧農用地整備公団法第二十三条第二項において準用するこれらの規定」を「又は第五十三条の三の二第一項の規定」に改め、同条第二項中「（独立行政法人緑資源機構法第十六条第二項又は同法附則第八条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧農用地整備公団法第二十三条第二項において準用する場合を含む。以下本項において同じ。）」を削り、「土地改良法第五十三条の三の二第一項第一号」を「同項第一号」に改め、同条第四項中「若しくは独立行政法人緑資源機構」を削る。

第九十三条の八第七項及び第九十三条の九第七項中「第七十七条第九項」を「第七十七条第八項」に改める。

第九十四条中「第七十七条第十一項」を「第七十七条第十項」に改める。

附則第八条の二第二項中「及び」を「並びに」に改め、「第三十七条の十第四項」の下に「並びに第三十七条の十四の三第一項及び第二項」を加え、「支払われる」を「交付を受ける」に、「同項の規定により同条第一項」を「これらの規定により同法第三十七条の十第一項」に改める。

附則第八条の二の五第三項中「及び第八条の二の三第一項」を削り、「附則第八条の二第一項中「計算した金額」とあるのは」を「同条第一項中「計算した金額」とあるのは、」に改め、「と、附則第八条の二の三第一項中「計算した金額」とあるのは、「計算した金額（附則第八条の二の五第二項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」を削り、同条第四項を削る。

附則第九条の三第一項中「電気を動力源とする自動車」で地方税法施行規則附則第五

条第一項に規定するもの、専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車
 で同条第二項に規定するものを、「電気自動車(電気を動力源とする自動車)で地方税
 法施行規則附則第五条第一項に規定するものをいう。第三項において同じ。)、天然
 ガス自動車(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車)で同条第二項
 に規定するものをいう。)」に改め、「及び第三項」を削り、同項第一号中「平成七
 年三月三十一日」を「平成九年三月三十一日」に改め、同項第二号中「平成九年三月
 三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、同条第二項中「地方税法施行規則
 附則第五条の二第一項に規定する許容限度」を「道路運送車両法第四十一条の規定に
 より平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガス
 に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に定める窒素酸化物の値で
 地方税法施行規則附則第五条の二第一項に規定するもの」に改め、同条第三項中「電
 気自動車等及びエネルギー消費効率」が基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて
 得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限
 度の四分の一を超えないもので地方税法施行規則附則第五条の二第四項に規定するも
 の」を「次に掲げる自動車」に、「平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日」
 を「平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日」に、「平成十七年度分」を
 「平成二十一年度分」に、「平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日」を
 「平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日」に、「平成十八年度分」を
 「平成二十二年度分」に改め、同項に次の各号を加える。

一 電気自動車

二 法附則第十二条の三第四項の規定の適用を受ける同項第二号に規定する天然ガ
 ス自動車

三 エネルギー消費効率」が基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た
 数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容
 限度の四分の一を超えないもので地方税法施行規則附則第五条の二第八項に規定
 するもの

附則第九条の三第四項中「第五条の二第五項」を「第五条の二第九項」に改め、同
 条第五項中「基準エネルギー消費効率以上」を「基準エネルギー消費効率に百分の百
 十五を乗じて得た数値以上」に、「第五条の二第六項」を「第五条の二第十項」に改
 め、「及びエネルギー消費効率」が基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た
 数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の
 二分の一を超えないもので同条第七項に規定するもの(第三項の規定の適用を受ける

自動車を除く。)」を削り、「平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日」を
 「平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日」に、「平成十七年度分」を
 「平成二十一年度分」に、「平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日」を
 「平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日」に、「平成十八年度分」を
 「平成二十二年度分」に改める。

附則第十一条第一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」
 に改め、同条第五項を次のように改める。

5 次に掲げる軽油自動車(軽油を内燃機関の燃料とする自動車をいう。以下この項
 において同じ。)(の取得(前三項又は法附則第三十二条第七項若しくは第八項の規
 定の適用がある場合の自動車の取得を除く。))に対して課する自動車取得税の税率
 は、当該取得が平成二十年五月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に行わ
 れたときに限り、第百九十三条の四及び第一項の規定にかかわらず、当該取得につ
 いてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に
 定める率から、第一号に掲げる軽油自動車にあつては百分の二(当該取得が平成二
 十一年十月一日から平成二十二年三月三十一日までに行われた場合にあつては、百
 分の一)を、第二号に掲げる軽油自動車にあつては百分の二を、第三号に掲げる軽
 油自動車にあつては百分の一(当該取得が平成二十一年十月一日から平成二十二年
 三月三十一日までに行われた場合にあつては、百分の〇・五)をそれぞれ控除した
 率とする。

一 道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量(以下この項において
 「車両総重量」という。))が十二トンを超える軽油自動車のうち、同法第四十一
 条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められ
 た排出ガス保安基準で地方税法施行規則附則第十二条の二の二第五項に規定する
 ものに適合し、かつ、附則第九条の三第二項に規定するエネルギー消費効率」が同
 項に規定する基準エネルギー消費効率以上のもので同令附則第十二条の二の二第
 六項に規定するもの

二 車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下の軽油自動車のうち、道路運送車
 両法第四十一条の規定により平成二十二年十月一日以降に適用されるべきものと
 して定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則附則第十二条の二の二第七
 項に規定するものに適合し、かつ、附則第九条の三第二項に規定するエネルギー
 消費効率」が同項に規定する基準エネルギー消費効率以上のもので同令附則第十二
 条の二の二第八項に規定するもの

三 車両総重量が三・五トン以下の軽油自動車で地方税法施行規則附則第十二条の二の二第九項に規定するもののうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で同令附則第十二条の二の二第十項に規定するものに適合するもの

附則第十一条第六項中「平成二十年五月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

附則第十二条第一項中、「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」を削り、「若しくは家屋」を「又は家屋」に改め、「若しくは住宅を新築して譲渡する者で同条第二項に規定するもの又は住宅を購入して譲渡する者で同条第三項に規定するもの」及び「若しくは同条第三項本文の規定又は当該住宅の用に供する土地に係る第九十条第一項第四号」を削り、「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に、「これらの規定」を「同項ただし書」に改め、同条第二項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に、「第六条の十七第四項」を「第六条の十七第二項」に改める。

附則第十三条の四中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改める。

附則第十五条第二項中「平成二十年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

附則に次の一条を加える。

(狩猟税の税率の特例)

第十六条 平成二十年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に受ける狩猟者の登録であつて次に掲げる登録のいずれかに該当するものに係る狩猟税の税率は、第二百六条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に二分の一を乗じた税率とする。

一 対象鳥獣捕獲員（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第百三十四号）第九条第五項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第五十六条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。次号において同じ。）に係る狩猟者の登録

二 前号の狩猟者の登録（以下この号において「軽減税率適用登録」という。）を受けていた者が対象鳥獣捕獲員でなくなつた場合において、その者が当該軽減税率適用登録に係る狩猟免許と同一の種類の狩猟免許について当該軽減税率適用登録の有効期間の範囲内の期間を有効期間とする狩猟者の登録を受けるときにお

る当該狩猟者の登録

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(県民税に関する経過措置)

2 次項及び附則第四項に定めるものを除き、改正後の青森県条例（以下「改正後の条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、平成二十年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成十九年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第 号）第一条の規定による改正前の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第三十五条の三第八項の県民税の所得割の納税義務者が同項に規定する払込みにより同項に規定する取得をした同項に規定する特定株式については、改正前の青森県条例（以下「改正前の条例」という。）附則第八条の二の五第四項の規定は、なおその効力を有する。

4 施行日から平成二十二年三月三十一日までの間における改正後の条例附則第八条の二の五第三項の規定の適用については、同項中「の規定の適用について」とあるのは、「及び附則第八条の二の三第一項の規定の適用について」と、「同条第一項」とあるのは、「附則第八条の二第一項」と、「とする」とあるのは「と、附則第八条の二の三第一項中「計算した金額」とあるのは「計算した金額（附則第八条の二の五第二項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）」とする」とする。

5 次項から附則第八項までに定めるものを除き、改正後の条例の規定中法人の県民税に関する部分は、平成二十年四月一日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

6 改正前の条例第三十五条第一項第四号に規定する法人でない社団又は財団に対して課する平成十九年度分までの法人の県民税の均等割については、なお従前の例による。

7 改正後の条例第四十九条の規定（同条第一項の表の第一号イに掲げる法人に係る部分に限る。）は、平成二十年度以後の年度分の法人の県民税の均等割について適

用し、改正前の条例第四十九条第一項の表の第一号に規定する公共法人等に対して課する平成十九年度分までの法人の県民税の均等割については、なお従前の例による。

8 施行日から平成二十年十一月三十日までの間における改正後の条例第四十九条第一項の規定の適用については、同項の表の第一号中

「 一 一般社団法人（非営利型法人（法人税法第二条第九号の二に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）

二 保険業法（平成七年法律第五号）に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（イからハまでに掲げる法人を除く。）

ホ 資本金等の額（法第二十三条第一項第四号の五に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第三項において同じ。）を有する法人（法人税法別表第二に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及び二に掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で資本金等の額が千万円以下であるもの

とあるのは、

「 八 保険業法（平成七年法律第五号）に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（イ及びロに掲げる法人を除く。）

二 資本金等の額（法第二十三条第一項第四号の五に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第三項において同じ。）を有する法人（法人税法別表第二に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及び八に掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で資本金等の額が千万円以下であるものとする。

（事業税に関する経過措置）

9 改正後の条例の規定中法人の事業税に関する部分は、平成二十年四月一日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び同日以後の解散（合併による解散を除く。以下この項において同じ。）による清算所得に対する事業税（清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の

分配又は引渡しにより納付すべき法人の事業税を含む。）について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び同日前の解散による清算所得に対する事業税（清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人の事業税を含む。）については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

10 次項及び附則第十二項に定めるものを除き、改正後の条例の規定中不動産取得税に関する部分は、平成二十年四月一日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

11 改正後の条例第七十七条第二項の規定は、施行日の翌日（以下「適用日」という。）以後にされる同項の規定による家屋の新築後最初に行われる注文者に対する請負人からの譲渡について適用し、適用日前にされた改正前の条例第七十七条第二項の規定による家屋の新築後最初に行われた独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構又は同項に規定する住宅を新築して譲渡する者に対する請負人からの譲渡については、なお従前の例による。

12 適用日前の改正前の条例第九十条第一項第四号に該当する場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

13 改正後の条例の規定中自動車税に関する部分は、平成二十一年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成二十年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

14 次項に定めるものを除き、改正後の条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

15 改正後の条例附則第十一条第一項及び第五項の規定は、適用日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税の税率について適用し、適用日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率については、なお従前の例による。

（軽油引取税に関する経過措置）

16 改正後の条例附則第十五条第二項の規定は、適用日以後に青森県条例第九百九十四条第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素

油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは同条例第九十五条第一項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入（以下この項において「軽油の引取り等」という。）が行われた場合又は適用日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が同条例第九十四条第六項の規定に該当するに至った場合において課すべき軽油引取税の税率について適用し、適用日前に軽油の引取り等が行われた場合又は適用日前に軽油引取税の特別徴収義務者が同項の規定に該当するに至った場合において課する軽油引取税の税率については、なお従前の例による。

（狩猟税に関する経過措置）

17 改正後の条例附則第十六条の規定は、平成二十年四月一日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用し、同日前に狩猟者の登録を受けた者に対して課する狩猟税については、なお従前の例による。

（青森県税の特別措置に関する条例の一部改正）

18 青森県税の特別措置に関する条例（平成十一年七月青森県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第四項中「第七十三条の二第十項」を「第七十三条の二第九項」に改める。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町二丁目一番七十七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭